

公 募 要 領

1. 事業名

沿岸海域における活断層調査

2. 事業の趣旨

地震調査研究推進本部(以下、「地震本部」という。)においては、平成7年7月の設立以降、主として陸域に存在する110の主要活断層帯を対象とする調査観測を推進し、調査観測結果に基づき、活断層で発生する地震の長期評価(規模、位置、長期的な発生時期)や強震動評価(揺れの強さ)を公表してきている。一方、沿岸海域については、平成17年の福岡県西方沖の地震や、平成19年(2007年)新潟県中越沖地震のように、近年、被害を伴う地震が発生しているにもかかわらず、地震調査観測の空白域となっていた。

現在、地震本部では、今後の地震調査研究の基本方針となる「新しい地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」の策定に向けた作業を進めているが、昨年8月に決定した中間報告(別添1)の中でも、沿岸海域の活断層を中心とした未調査活断層の評価の高度化が、今後10年間推進すべき基本目標に掲げられているところである。

このため、沿岸海域に存在する6つの活断層を対象として、地震本部が今後長期評価等を行うために必要となる、活断層の活動履歴や位置・形状に関するデータの取得を目的とした調査観測・分析を1年間で実施する。

3. 事業の内容

地震本部が現在指定している110の主要活断層帯の中には、海域まで延長している活断層帯が存在するが、海域部分の情報については必ずしも詳細に把握できてはいない。このような活断層帯においては、陸域部分と海域部分が一体となって活動した場合、現時点で想定している規模よりも大きな地震となり、深刻な被害が生じる可能性がある。

このため、本委託事業では、主要活断層帯の海域延長部分に相当する6つの活断層についての調査、ならびに調査結果に基づく分析を実施する(別添2に調査対象の活断層を図示)。

なお、事業期間は1年間とし、実施にあたっては、過去に実施された調査等の結果を有効活用するとともに、本事業において収集した観測データ等を一元的に管理・保管し、広く一般に提供することとする。

以下に示す(1)から(5)の活断層帯については、海域部における活動履歴に関する情報を取得することを目的とした海底堆積物調査等の調査、及び、活断層の正確な位置や形状の把握を目的とした海底音波探査等の調査を実施する。

- (1) 五日市断層帯(海域部)
- (2) 菊川断層帯(海域部)
- (3) 西山断層帯(海域部)
- (4) 雲仙断層群／北部(海域部)
- (5) 雲仙断層群／南東部(海域部)

以下に示す(6)の活断層帯については、海域部における活断層の正確な位置や形状の把握を目的とした海底音波探査等の調査を行う。

- (6) 岩国断層帯(海域部)

4. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

- (1) 企画提案書等の提出予定者を把握するため、参加を希望する者は、下記の6.(2)の担当までファクシミリ又は電子メールにより参加表明書を提出すること。複数の者が共同で申し込む場合は、そのうちの1者を代表者として申し込むこととする。参加表明書の書式は(様式1)とする。なお、参加表明書が未提出の場合又は期限が過ぎていた場合は、企画提案書等を提出しても無効になるので、注意すること。
- (2) 提出期限
平成21年3月5日(木曜日)17時(必着)

6. 企画提案書等の提出

- (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた提出
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)対象事業であり、e-Radを用いて公募情報を公開しているため、応募者は、13.で示された応募情報を、平成21年3月12日(木曜日)17時までにe-Rad上で提出すること。なお、詳細については下記12.～15.を参照すること。
- (2) 企画提案書等の提出
企画提案書等については、下記の方法で提出すること。
 - ① 企画提案書等の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館18階
文部科学省研究開発局地震・防災研究課 担当 梅田、竹上、長岡
電話:03-5253-4111(代)(内線4173)
ファクシミリ:03-6734-4139
電子メール:jishin@mext.go.jp
 - ② 企画提案書等の提出方法等
 - i) 用紙サイズはA4縦判、横書きとする。
 - ii) 必要な書式および記述方法は、企画提案書等記述要領を参照のこと。
 - iii) 提出方法は、郵送又は持参の上、電子データ形式でも提出すること。
 - 郵送の場合
 - ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
 - ・提案書類は紙媒体及び下記iv)で示す電子データ形式で提出すること。
 - ・文部科学省での受領後、参加表明書に記載の事務連絡先へその旨連絡する。
 - 持参の場合
 - ・受付時間:平日10時～17時(12時15分～13時を除く)
 - ・提案書類は紙媒体及び下記iv)で示す電子データ形式で提出すること。
 - ・文部科学省での受領後、参加表明書に記載の事務連絡先へその旨連絡する。
 - iv) その他
企画提案書等は、日本語及び日本国通貨で記述し、10部提出すること。

また、電子データとして CD-ROM(ファイルの形式は、一太郎 Ver.9 以降又は Word97 以降とする)を提出すること。

③ 提出書類

- i) 提案概要書(様式2)
- ii) 企画提案書
- iii) その他必要と思われる資料

④ 企画提案書の提出期限等

提出期限:平成21年3月12日(木曜日)17時必着

提出先:上記①に示す場所。

⑤ その他

企画提案書等の作成費用等については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

7. 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時:平成21年2月19日(木曜日) 13時より

開催場所:千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館 5F3会議室

8. 事業予算及び採択数

事業予算:約240百万円とする。

なお、本公募は、平成21年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合がある。

採 択 数:1者又は複数者とし、採択者数によって予算配分を調整する。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

① 書類選考

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

② 面接選考

選定委員会において、書類選考により選定された企画提案者に対して、面接選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、別途、作成・提出された業務計画書の内容を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

11. スケジュール

(1) 公募開始 :平成21年2月13日(金曜日)

(2) 公募締切 :平成21年3月12日(木曜日)17時

- (3) 審査 :平成21年3月中旬
- (4) 選定及び業務計画書の提出 :平成21年3月下旬
- (5) 業務期間 :契約締結日から平成22年3月31日までを予定。

12. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要である。実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められない。このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成21年3月12日(木)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書が提出されていることが必要である。

【HP アドレス】http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをすること。(登録には通常2週間程度を要するので十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページを参照。)

【HP アドレス】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成20年4月1日以降に、別途の機会で報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はない。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する現地調査の協力依頼をすることがある。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないこともある。

13. e-Rad を利用した応募書類の提出等

応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて、Web 上での入力作業を行うこと。なお、参加表明書及び企画提案書等については、別途、郵送等で送付が必要となることに十分留意する。なお、当該システムの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となる(下記(2)参照)

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは、6. (2)①に示した問い合わせ先、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスク(0120-066-877 午前9:30~午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く)にて受け付けを実施する。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードを行い、利用規約に同意の上、応募すること。

② システムの利用可能時間帯

(月~金)午前6:00~翌午前2:00まで

(日曜日)午後6:00~翌午前2:00まで

土曜日は運用停止。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能。ただし、上記利用

可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあることに留意すること。

③ 研究機関の登録

応募に当たっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となる。研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決定し、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行うこと。登録手続きに日数を要する場合があるため、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行うこと。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はなく、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合も再度登録する必要はない。

④ 研究者情報の登録

所属研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となる。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照すること。

(3) システムへの応募情報入力時の注意事項

応募にあたっては、研究者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、Web 上で以下の項目を入力することが必要となる。なお、本システム上で公募を実施するのは、研究資金の重複排除、及び応募機関の研究費の管理・監査体制の整備状況を確認することが目的であり、詳細な企画提案内容は、別途郵送等で提出される企画提案書の内容や面接審査等で確認することから、「*」印の必須情報の入力のみで構わない。

【研究共通情報の入力画面】

- ・新規継続区分 >>「新規」を選択すること。
- ・研究開発課題名 >>「沿岸海域における活断層調査」と入力すること。
- ・研究期間 >>開始年度及び終了予定年度は「2009年度」と入力すること。
- ・分野、研究キーワード >>入力不要。
- ・研究目的、研究概要 >>提案する調査の目的、概要を簡潔に入力すること。

【応募時予算額の入力画面】

- ・2009年度の必要予算を、全額「直接経費」の欄に入力すること。
- ※企画提案書中の経費概算書においては一般管理費とした経費についても、e-Radにおいては全額「直接経費」として入力する。

【研究組織情報の入力】

- ・研究代表者及び研究分担者(再委託機関の責任者)について、必須項目(研究者番号、氏名、所属研究機関コード、部局名、職名、直接経費(上記の通り、全額を計上)、エフォート)のみ入力すること。

【採択状況の入力】

- ・研究代表者について、必須項目(他の応募の助成の有無、配分機関コード、事業コード、研究開発課題名、研究期間、予算額、エフォート)を入力すること。

なお、提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となるので注意すること。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡すること。また、申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができる。

14. 課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、

予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であり、これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開する。

15. 府省共通研究開発管理システムからの政府研究開発DBへの情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがある。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等について協力を依頼することがある。

※「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築している。

16. その他

- ・事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- ・その他、この公募要領に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜適切に協議するものとする。